

# 圏央道インターパークつくばみらい

## 公募要領（改訂版）

公募要領公表：令和4年1月7日（金）

公募要領改訂：令和4年2月1日（火）※赤字下線の箇所を改訂

エントリーシート受付期間（第1次）：令和4年1月24日（月）～1月31日（月）

エントリーシート受付期間（第2次）：令和4年2月21日（月）～2月28日（月）

譲受申込書受付期間：令和4年4月1日（金）～6月30日（木）

令和4年2月  
茨城県立地推進部  
茨城県企業局

（お問合せ先）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県立地推進部立地整備課

電話：029-301-2748

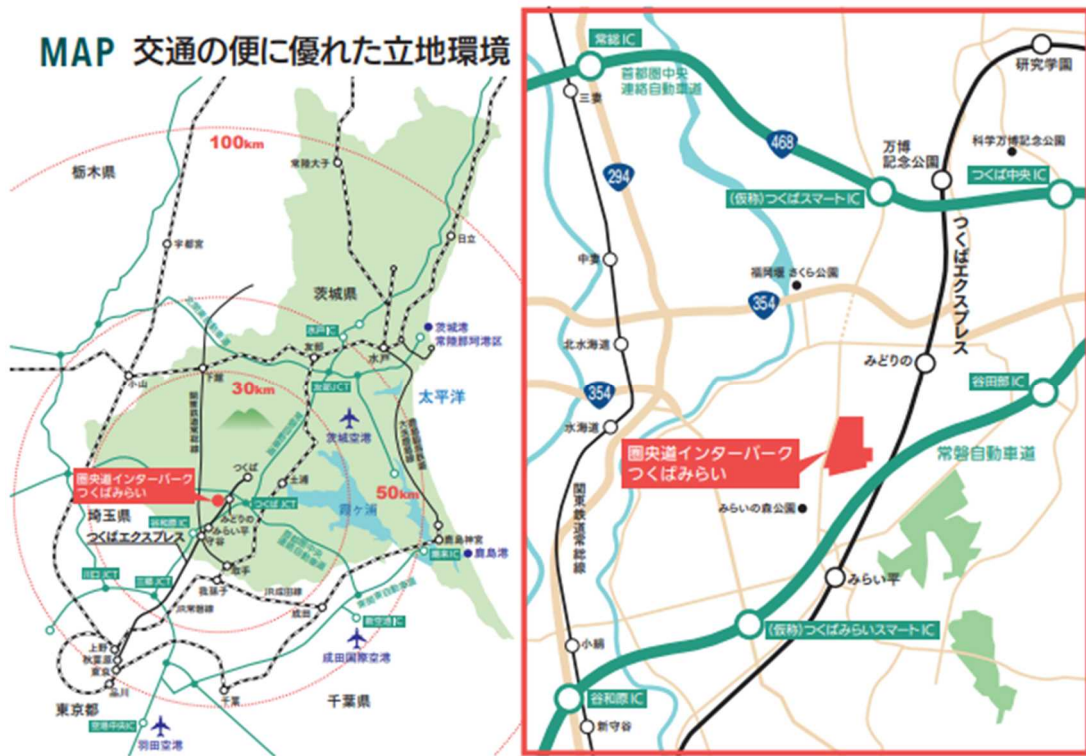
# 目 次

I	圏央道インターパークつくばみらいの概要	1
II	土地利用計画図	2
III	分譲面積・分譲単価	3
IV	分譲対象企業	3
V	事前エントリーから土地お引渡しまでの流れ	4
VI	申込み資格・申込み方法等	6
VII	契約の条件	8
VIII	工場等の立地に関する条件等	10

## I. 圏央道インターパークつくばみらいの概要

事業主体	茨城県企業局
事業手法	開発行為
所在地	茨城県つくばみらい市福岡、南、中原、田村の各一部
分譲区画・面積	6区画(0.9ha~33.0ha) 開発面積 約70.3ha 分譲面積 約60.5ha
位置	圏央道インターパークつくばみらいが所在するつくばみらい市は、茨城県の南西部、東京都心から40km圏に位置し、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に位置付けられている。また、つくばエクスプレス、常磐自動車道、国道294号、国道354号、都市軸道路等の広域幹線網が整備されており、交通利便性の高い市である。 圏央道インターパークつくばみらいは、つくばみらい市の北部に位置しており、周囲は農地や企業の工場などが点在している。また、最寄りのつくばエクスプレスみらい平駅周辺では県主体の優良な住宅地開発が進みマンションやショッピングセンターなどが整備され、今後の新しいまちづくりが期待されている。
鉄道	つくばエクスプレス TX みらい平駅へ約2km、みどりの駅へ約3km
空港	成田空港へ約43km、羽田空港へ約58km、茨城空港へ約38km
道路	常磐自動車道谷田部ICへ約6km 常磐自動車道谷和原ICへ約8km 常磐自動車道(仮称)つくばみらいスマートICへ約4km 首都圏中央連絡自動車道(仮称)つくばスマートICへ約5km
都市計画道路	南・中原線(幅員27m)、中原線(幅員18m)、東檜戸・台線(幅員30m)
地区内区画道路	幅員12.0m、10m
上水道	地区全体で400m <sup>3</sup> /日程度を供給見込(令和7年4月供給見込み) <基本料金:880円(税込)~、従量料金:110円/m <sup>3</sup> (税込)~、加入分担金あり> ※上水道は、つくばみらい市へ申込のうえ給水を受けてください。
工業用水道	地区全体で最大6,000m <sup>3</sup> /日まで供給可能(立地企業からの希望に応じて整備予定) <工業用水道料金:93円/m <sup>3</sup> (税別)> ※工業用水は、茨城県企業局が供給いたします。詳細は茨城県企業局企画経営室にお問い合わせください。
地下水	①茨城県地下水の採取の適正化に関する条例及び②茨城県生活環境の保全等に関する条例による規制あり。 ※詳しくは、①県水政課、②県南県民センター環境・保安課へお問い合わせください。
雨水排水	雨水宅内ますから雨水管を経て工業団地の調整池へ放流
污水排水	地区全体で最大2,500m <sup>3</sup> /日程度を整備可能 <基本料金550円(税込)、従量料金:77円/m <sup>3</sup> (税込)~、受益者負担金あり> 各企業で排出基準以下に処理後、つくばみらい市公共下水へ接続
電力	特別高圧対応可 ※東京電力パワーグリッド(株)へお問い合わせください
ガス	東京ガス(株)へお問い合わせください。
特別高圧線	区画②、区画③、区画⑥については、特別高圧線の線下敷を含む。
公害防止	契約締結時に別途公害防止協定を締結予定
環境景観	契約締結時に別途環境景観協定を締結予定
地勢	標高は20~28mの穏やかに傾斜した台地上にあり、第四期洪積層の砂やシルト・粘土が交互に堆積、表層は関東ロームが覆っている。
用途地域等	市街化調整区域(地区計画あり)

## MAP 交通の便に優れた立地環境



## II. 土地利用計画図 ※現在一部用地は買収交渉中

■分譲面積 開発面積 約 70.3ha 分譲面積 約 60.5ha



### Ⅲ. 分譲面積・分譲単価

画地	面積（緩衝帯を含む）	分譲単価
区画①	4.0ha（約 39,595 m <sup>2</sup> ）	39,900 円/m <sup>2</sup> （約 131,700 円/坪）
区画②	9.9ha（約 98,944 m <sup>2</sup> ）	39,200 円/m <sup>2</sup> （約 129,400 円/坪）
区画③	9.4ha（約 94,074 m <sup>2</sup> ）	38,000 円/m <sup>2</sup> （約 125,400 円/坪）
区画⑤	3.3ha（約 33,320 m <sup>2</sup> ）	34,700 円/m <sup>2</sup> （約 114,500 円/坪）
区画⑥	33.0ha（約 330,198 m <sup>2</sup> ）	39,300 円/m <sup>2</sup> （約 129,700 円/坪）

※区画①、③、⑤は分割可（画地の分割を希望される場合には、エントリーシート及び譲受申込書に希望の面積等をご記載ください。）

※区画の分割等を行う場合は、分譲単価は改めて不動産鑑定を行い決定します。

※概算面積及び金額で土地売買契約を締結します。土地引渡しまでに確定測量を実施し、確定後の面積及び金額で変更契約を締結します。

#### 【道路幅員】

- ① 南・中原線（都市計画道路）・・・27.0m
- ② 中原線（都市計画道路）・・・18.0m
- ③・④ 区画道路・・・12.0m
- ⑤ 区画道路・・・10m

### Ⅳ. 分譲対象企業

画地	分譲対象企業
区画①	原則、製造業（工場、事業所、研究所等）
区画②	原則、製造業（工場、事業所、研究所等）
区画③	原則、製造業（工場、事業所、研究所等）
区画⑤	原則、製造業（工場、事業所、研究所、事務所等）
区画⑥	原則、製造業（工場、事業所、研究所等）

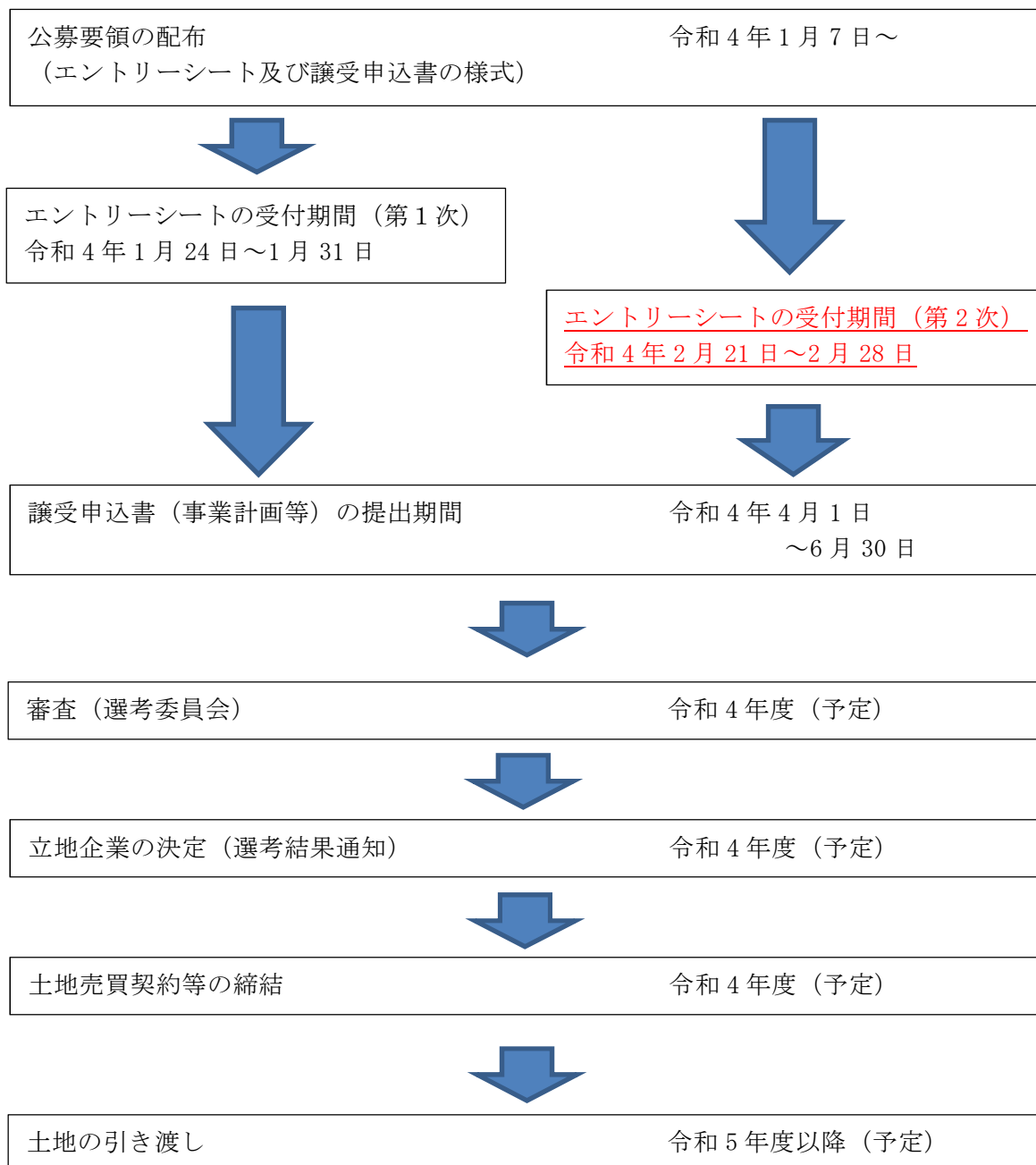
## V. 事前エントリーから土地お引渡しまでの流れ

### 1 契約企業決定方法

契約企業については、事前エントリー方式により、公募いたします。

事前エントリー方式とは、造成工事の完了前に立地を希望する企業を募集させていただくものです。

(手続きの流れ)



## (1) エントリーシートの受付

譲受申込書の提出を予定している場合には、以下の受付期間に、「圏央道インターパークつくばみらいエントリーシート（様式1）」を提出（Eメール）していただきます。

**○エントリーシート受付期間（第1次）令和4年1月24日(月)から1月31日(月)まで**

**○エントリーシート受付期間（第2次）令和4年2月21日(月)から2月28日(月)まで**

※ エントリーシートは、圏央道インターパークつくばみらい譲受申込書の受付にあたり、事前に申込予定企業の概要等を把握するために提出いただくものであり、譲受契約をお約束するものではありません。譲受を希望される場合には、別途、譲受申込書を提出いただく必要があります。

## (2) 譲受申込書（事業計画等）の提出

**○提出期間：令和4年4月1日(金)から6月30日(木)まで ※土日祝日を除く**

譲受を希望する場合には、「圏央道インターパークつくばみらい造成敷地譲受申込書（様式2）」を「4 譲受申込みに必要な書類」と併せて、提出（持参）していただきます。

## (3) 申込企業の審査（令和4年7月以降・随時）

別途設置される「圏央道インターパークつくばみらい立地企業選考委員会」において、主に以下の視点に基づき審査を行います。

審査の過程で、申込書の内容について説明を求めることがあります。

（審査の視点）

### ①会社概要

・工場等の建設及び経営に必要な資力並びに信用 等

### ②計画概要立地計画

・建設計画、資金計画及び生産計画 等

### ③地域貢献

・雇用の創出、地域経済の活性化 等

## (4) 立地企業の決定（令和4年度）

審査結果を踏まえて、立地企業を決定するとともに、企業名等を原則公表いたします。各申込者には、審査結果を書面により通知いたしますが、選考審査理由、結果に対する問い合わせ及び異議等については、一切応じません。

なお、立地企業に対しては、申込時に提案した計画等について法令上の制限等に基づき、部分的な修正を求めることがあります。

## 2 土地売買契約等の締結

上記1(4)の立地企業（以下「譲受人」という。）は、指定する期日までに事業主体である茨城県企業局と土地売買契約等を締結します。

契約締結時期は、令和4年度を予定しています。期日までにこの契約を締結しない場合は、譲受人適格者としての資格を失う場合があります。

契約時には、土地代金の20%をお支払いいただきます。

概算面積及び金額で土地売買契約を締結します。土地引渡しまでに確定測量を実施し、確定後の面積及び金額で変更契約を締結します。

## 3 土地引渡し

土地のお引渡しは、令和5年度以降を予定しています。

土地代金の残金をお支払いいただいた後にお引渡しとなります。

工事の進捗等により土地のお引渡しが遅れる場合があります。ご了解の上、お申し込みください。

## VI. 申込み資格・申込み方法等

### 1 申込資格

次の各号を満たす者でなければなりません。

- (1) 分譲にかかる造成工場敷地（以下「土地」という。）において、工場等を経営しようとする者、又は工場等を経営していく上で付随的に行われる業務の用に供する施設を経営しようとする者であること。
- (2) 工場等の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者であること。
- (3) 譲渡の対価の支払い能力があること。
- (4) 工場等の建設計画及び資金計画が適正な者であること。
- (5) 土地引渡しの日から2年以内に工場等の建設に着手し、かつ3年以内に操業を開始できる者であること。
- (6) 公害の防止については、関係法令を遵守し、譲受人の責任に置いて防止の措置を十分に講ずることができ、かつ、公害の防止に関する協定を締結できる者であること。
- (7) 良好な環境の形成及び保全に関する協定を締結できる者であること。
- (8) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

※ 土地の転売を前提としている場合は分譲できませんので、ご注意ください。



## 2 譲受申込書等の配布

「圏央道インターパークつくばみらいエントリーシート（様式1）」及び「圏央道インターパークつくばみらい造成敷地譲受申込書（様式2）」は、以下のホームページからダウンロードしてください。

「茨城県が開発する工業団地」 ホームページアドレス： <a href="https://www.ibaraki-newindus.jp">https://www.ibaraki-newindus.jp</a>
---

## 3 エントリーシート及び譲受申込書の受付期間等

### (1) エントリーシート

受付期間	○エントリーシート受付（第1次）期間 ：令和4年1月24日(月)から1月31日(月)まで <u>○エントリーシート受付（第2次）期間</u> <u>：令和4年2月21日(月)から2月28日(月)まで</u>
提出方法	<u>以下のアドレスまで「圏央道インターパークつくばみらいエントリーシート（様式1）」を送付してください。</u> <u>メール送信後に必ずお電話ください。受信した旨を返信させていただきます。</u>
Eメール	茨城県立地推進部立地整備課プロジェクト推進室 「圏央道インターパークつくばみらい」担当あて <b>E-mail:sanki1@pref.ibaraki.lg.jp</b> (電話：029-301-2748)

### (2) 譲受申込書

提出期間	令和4年4月1日(金)から6月30日(木)まで ※土日祝日を除く。
提出方法	<u>提出期間内にあらかじめご連絡いただいた上で、「圏央道インターパークつくばみらい造成敷地譲受申込書（様式2）」を「4譲受申込に必要な書類」と併せて、正本1部・副本1部（コピー可）を以下まで直接お持ちください。</u>
受付時間	午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）
受付場所	茨城県立地推進部立地整備課プロジェクト推進室 住所：茨城県水戸市笠原町978番6〔茨城県庁舎15階北側〕 電話：029-301-2748

## 4 譲受申込みに必要な書類

「圏央道インターパークつくばみらい造成敷地譲受申込書（様式2）」（以下「申込書」という。）に次の書類を添えてお申し込みください。

- ①定款
- ②商業登記簿謄本
- ③譲受希望地における工場等配置計画図、土地利用図及び生産工程図
- ④最近3カ年の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び事業報告書
- ⑤有価証券報告書（上場企業のみ）
- ⑥会社概要書（営業案内書）
- ⑦最近1カ年の法人税の納税証明書（正本1通、他は写しで可）
- ⑧印鑑証明書（正本1通、他は写しで可）
- ⑨その他必要な書類

（注1）提出書類は、正本1部・副本1部（コピー可）とします。

（注2）申込後、補足調査のため再度お越しいただく場合があります。

## Ⅶ. 契約の条件

### 1 売払い代金の支払方法

売払い代金は原則として契約時に契約保証金として20%をお支払いいただき、残金を指定期日までに一括してお支払いいただきます。

（注）売払い代金を納入期限までに納入しない場合は、茨城県税外収入金の延滞金徴収条例（昭和39年条例第30号）第3条に準じて、当該納期限翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、未納金額につき年利2.5%の割合を乗じて計算した金額に相当する金額を遅延利息として県に納入していただきます。

### 2 土地の所有権の取得

(1) 土地の所有権は、売払い代金が完納されたとき、譲受人が取得します。

(2) 所有権移転登記は、売払い代金が完納された後、茨城県が囑託して行います。

※ 土地取得に係る登録免許税・不動産取得税・固定資産税等の公租公課は譲受人の負担になります。

### 3 土地の引渡し

土地の引渡しは、所有権が移転した後、現地立会いのうえ土地引渡書をもって行います。

### 4 土地利用の制限

(1) 土地は、工場等の敷地の用途にのみ使用しなければなりません。

(2) この地域は、地下水の採取に関して、「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」及び「茨城県生活環境の保全等に関する条例」の指定地域となっていることから、届出等の手続きが必要となる場合があります。

## 5 工場等の建設及び操業

- (1) 譲受人は、土地の引渡しの日から6か月以内に工場等建設計画を定め、茨城県企業局の承認を受けなければなりません。
- (2) 譲受人は、承認を受けた工場等建設計画に従い、土地の引渡しから2年以内に工場等の建設に着手し、かつ、3年以内に操業を開始しなければなりません。

## 6 権利の処分の制限

土地売買契約の締結の日から起算して10年間は、土地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、茨城県企業局の承認を受けなければなりません。

## 7 契約の解除、買戻し特約

譲受人が、下記のアからサのいずれかに該当するときは、茨城県企業局は土地売買契約の解除又は土地の買戻しをすることがあります。

買戻しの期間は、所有権移転の日から10年間とし、買戻し特約の登記を所有権移転登記と同時にこれに付記して行います。

- (1) 土地を引き渡した後に解除又は買戻しをする場合は、土地を原状に回復して茨城県企業局に返還していただくとともに、違約金として売払い代金の20%を徴収します。
  - (2) 土地売買契約から土地の引き渡しまでの間に契約を解除する場合は、譲受人による区画の変更などの要望に基づき、県が区画道路や排水管等の変更設計・整備等の為に支出した実費等を負担していただくとともに、違約金として売払い代金の20%を徴収します。
- ア 当該公募要領における申込資格を欠いたとき。
- イ 解散したとき。
- ウ 売払い代金の支払いを怠ったとき。
- エ 土地利用の制限に違反したとき。
- オ 工場等の建設及び操業業務に違反したとき。
- カ 権利の処分の制限に違反したとき。
- キ 故意又は重過失により公害の防止に必要な措置を講じなかったとき又は公害防止協定に違反したとき。
- ク 故意又は重過失により環境景観協定に違反したとき。
- ケ 契約に関して提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他不正の手段により土地の譲渡を受けたとき。
- コ 譲受人の自己都合により、契約の解除の申出があったとき。
- サ その他、契約違反があったとき。

## 8 公害防止の措置

- (1) 譲受人は、操業にあたり公害防止関係法令を遵守し、公害が発生しないよう適正かつ十分な防止の措置を講ずるものとし、公害が発生したときは譲受人の責任と負担において解決を図らなければならないものとします。
- (2) つくばみらい市との間に公害防止協定を締結していただきます。

## 9 環境景観の形成及び保全

譲受人は、良好な環境景観を創造し保全するため、茨城県企業局と環境景観協定を土地売買契約の締結時に締結していただきます。

### Ⅷ. 工場等の立地に関する条件等

#### 1 建築物等の制限

「つくばみらい福岡地区地区計画」をご覧ください（詳細はつくばみらい市開発指導課にお問い合わせください）。

	区画①、②、③、⑥	区画⑤
用途地域等	市街化調整区域（地区計画を令和3年10月20日に決定） ※地区計画に定められた内容に適合する建築物等の建築は可能。	
建築物等の用途の制限	詳細は本表下にある「別表」のとおり。※1	
建築物の容積率の最高限度	200%	
建築物の建ぺい率の最高限度	60%	
建築物の敷地面積の最低限度	3,000 m <sup>2</sup>	
建築物等の高さの最高限度	高さの最高限度を定めない。	原則 10m以下とする。 ただし、周辺の土地利用上支障がないと市長が認める区域においては、用途上やむを得ない施設（倉庫、荷捌き施設等）については、第一種又は第二種中高層住居専用地域の日影規制（建築基準法別表第四第二項（は）（に）欄（二）の号）を満たす場合に限り 20m以下とする。
壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。</p> <p>(1) 計画図表示の隣地境界線A、道路境界線A、道路境界線B、隣地境界線B及び道路境界線Cと外壁等の面までの距離は 20m以上とする。なお、後退部分については、地区の良好な環境の創出をはかるため、壁面後退部の緑化を推進するものとする。</p> <p>(2) その他道路境界線及び敷地境界線までの距離は 2.0mとする。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。</p> <p>(い) 外壁等の中心線の長さが合計 3.0m以下であること。</p> <p>(ろ) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m以下でかつ、床面積の合計が 10 m<sup>2</sup>以内であること。</p> <p>(は) 守衛室その他これに類する用途に供するもの。</p>	
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>(1) 建築物等の形態及び意匠は景観に十分配慮し、色彩は刺激的な原色や蛍光色を避け、周辺と調和した落ち着いた色調とする。</p> <p>(2) 屋外広告物は、自家広告物とし、敷地内へ設置するものとする。また、形態及び色彩は、周辺と調和したものとし、周囲の景観に配慮したものとする。</p>	

垣又はさくの構造の制限	道路に面する側のかき又はさくの構造は、生垣又は透過可能なフェンスとしなければならない。ただし、法令等により別に定めのあるもの、門柱の石積み等又はフェンスの基礎となる高さ 0.4m以下の部分はこの限りではない。
-------------	--

※1：「別表」建築物等の用途の制限

<p><b>【区画①、②、③、⑥】</b></p> <p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）別表第二（を）項に掲げる建築物</li> <li>(2) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</li> <li>(3) 店舗、飲食店、その他これらに類するもの（ただし、物品販売業を営む店舗又は飲食店でその用途に供する床面積の合計が 200 ㎡以内のものを除く）</li> <li>(4) 遊技場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>(5) 公衆浴場</li> <li>(6) 図書館、博物館その他これらに類するもの</li> <li>(7) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>(8) 集会場その他これに類するもの</li> <li>(9) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</li> <li>(10) 保育所その他これに類するもの（ただし、地区内に存する事業所が自らの従業員のために事業所に附属して設けるものを除く。）</li> <li>(11) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</li> <li>(12) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの</li> <li>(13) 展示場その他これに類するもの</li> <li>(14) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの</li> <li>(15) カラオケボックスその他これに類するもの</li> <li>(16) 畜舎</li> <li>(17) 自動車教習所</li> <li>(18) 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定する一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の事業の用に供するもの（積替保管施設を含む））の用途に供するもの</li> <li>(19) 建築基準法別表第二（る）項第一号(1)、(2)、(3)、(4)、(17)、(19)及び(30)に掲げる事業を営む工場</li> </ol>
<p><b>【区画⑤】</b></p> <p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）別表第二（る）項に掲げる建築物</li> <li>(2) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</li> <li>(3) ホテル又は旅館</li> <li>(4) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</li> <li>(5) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号）第 130 条の 7 の 3 で定めるもの</li> <li>(6) 学校</li> <li>(7) 病院</li> <li>(8) 店舗、飲食店、その他これらに類するもの（ただし、物品販売業を営む店舗又は飲食店でその用途に供する床面積の合計が 200 ㎡以内のものを除く）</li> <li>(9) 遊技場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>(10) 公衆浴場</li> <li>(11) 図書館、博物館その他これらに類するもの</li> <li>(12) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> </ol>

- (13) 集会場その他これに類するもの
- (14) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- (15) 保育所その他これに類するもの（ただし、地区内に存する事業所が自らの従業員のために事業所に附属して設けるものを除く。）
- (16) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- (17) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの
- (18) 展示場その他これに類するもの
- (19) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの
- (20) カラオケボックスその他これに類するもの
- (21) 畜舎
- (22) 自動車教習所
- (23) 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定する一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の事業の用に供するもの（積替保管施設を含む））の用途に供するもの
- (24) 建築基準法別表第二（ぬ）項第二号及び三号に掲げる建築物

## 2 給水

上水道	地区全体で 400 m <sup>3</sup> /日程度を供給見込（令和 7 年 4 月供給見込み） <基本料金：880 円（税込）～、従量料金：110 円/m <sup>3</sup> （税込）～、加入分担金あり>
工業用水道	地区全体で最大 6,000 m <sup>3</sup> /日まで供給可能（立地企業からの希望に応じて整備予定） <工業用水道料金：93 円/m <sup>3</sup> （税別）>

## 3 排水の処理

生活排水及び工場排水	地区全体で最大 2,500 m <sup>3</sup> /日程度を整備可能 <基本料金 550 円（税込）、従量料金：77 円/m <sup>3</sup> （税込）～、受益者負担金あり> 各企業で排出基準以下に処理後、つくばみらい市公共下水へ接続
雨水排水	雨水宅内ますから雨水管を経て工業団地の調整池へ放流

## 4 地下水の採取規制

地下水の採取規制	この地域は、地下水の採取に関して、「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」及び「茨城県生活環境の保全等に関する条例」の指定地域となっていることから、届出等の手続きが必要となる場合があります。
----------	--

## 5 その他

電力	特別高圧対応可（東京電力パワーグリッド㈱へお問い合わせください。）
ガス	東京ガス㈱へお問い合わせください。
特別高圧線	区画②、区画③、区画⑥については、特別高圧線の線下敷を含む。
公害防止	契約締結時に別途公害防止協定を締結予定
環境景観	契約締結時に別途環境景観協定を締結予定